

令和3年度 第9期

感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第9期)に関するご案内
※要請期間は、令和4年2月21日～令和4年3月6日です。
(感染状況に伴い、要請内容を変更する場合があります。)

◆広島県感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第9期)の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和4年2月21日から令和4年3月6日までを令和3年度第9期として、「期間の全日」において、県の要請に協力いただいた事業者に広島県感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第9期)を支給いたします。

※令和3年度第9期には、準備期間はありません。期間の全日において協力する必要があります。

◆対象エリア

広島県内全域

◆対象者

次のいずれにも該当する店舗が対象です。

- (1) 飲食店の店舗が対象エリア内に所在していること。
- (2) 「広島積極ガード店」又は「広島積極ガード店ゴールド認証店」、
かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。
(「広島積極ガード店」の申請により、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」としても登録されます。)
- (3) 飲食店営業許可(「1類」又は「3類」、又は喫茶店営業許可「1類」)を取得し、
屋内に常設の飲食スペースを設けていること。
※令和3年6月1日以降に更新で許可証を取得した場合、更新前の許可証が上記の分類であれば、
対象となります。
※令和3年6月1日以降に新規で「飲食店営業」許可証を取得した場合、屋内に常設の飲食スペースを
設けていれば、対象となります。
- (4) 要請前に「酒類の提供」、「20時から5時までの間に営業を行っていること(閉店時間が
20時以降であること。)」の1つ以上を満たしていること。

(注) 要請前に酒類の提供なし、かつ要請前に20時より早く閉店していた飲食店は、
要請前にカラオケ設備のみ提供していたとしても、令和3年度第9期は対象外です。

◆支給要件

支給要件は、次のとおりです。

	ゴールド認証店	非認証店
(ア)休業又は20時までの時短営業(酒類の提供なし)	◎	◎
(イ)21時までの時短営業(酒類の提供20時まで)	○	×

(注) 要請期間中全て(2/21の20時～3/6の24時まで)においてゴールド認証店であり、要請前の
閉店時間が21時以降である場合に限り、(イ)の取組を選択することができます。

ただし、非認証店であっても、ゴールド認証店の申請を行い、認証を取得すれば、
認証を取得した日から、(イ)の取組を選択することができます。

(注) 非認証店は(イ)を選択できません。非認証店が20時を超えての営業や酒類を提供した場合は、
対象外となります。

(注) 時短営業を行う場合、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内としてください。

(注) ワクチン・検査パッケージの適用は、ありません。

(注) 1日でも要請時間を超えて営業を行った場合には、支給できません。

(注) 微アルコールは、酒類に含まれます。

令和3年度 第9期

感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第9期)に関するご案内
※要請期間は、令和4年2月21日～令和4年3月6日です。
(感染状況に伴い、要請内容を変更する場合があります。)

◆支給額

	【中小企業】	【大企業】
(ア)休業 又は 20時までの時短(酒類提供なし) ※ゴールド認証店・非認証店ともに実施可能	3.0～10.0万円/日	最大20万円/日
(イ)21時までの時短(酒類提供20時まで) ※要請前の閉店時間が21時以降のゴールド認証店のみ実施可能 (非認証店は実施できません。)	2.5～7.5万円/日	

(注)ゴールド認証店は1日でも、20時を超えて21時までの時短営業や、20時までの酒類の提供を行った場合は、期間の全日を2.5～7.5万円/日で計算します。

(注)計算書で使用する売上額は、消費税及び地方消費税を除いた金額で計算する必要があります。また、イートイン以外(テイクアウト・デリバリー等)の売上額は、除いて計算する必要があります。

◆早期給付申請

要請期間後に受け付ける申請(以下、「本申請」という)に先立ち、協力金の一部を早期給付します。
※これまでの早期給付を受給した方も、令和3年度第9期の早期給付を申請できます。

※要請前に酒類の提供なし、かつ要請前に20時より早く閉店していた飲食店は、要請前にカラオケ設備のみ提供していたとしても、令和3年度第9期は対象外です。
上記の飲食店が早期給付を受給した場合、全額返還する必要があります。

○早期給付額

1店舗あたり18万円(一律)

○早期給付を申請できる事業者(次の全てに該当する事業者のみ申請が可能です。)

- (1)中小企業及び個人事業主
- (2)過去実施分の広島県感染症拡大防止協力支援金の受給者
- (3)本申請を「売上高方式」で申請する者

○早期給付の申請受付期間 令和4年2月21日(月)～3月2日(水)

○申請方法等の詳細については、こちらのURLをご確認ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-support-sankyu.html>



◆本申請手続

(1)本申請の方法

WEB申請又は郵送(簡易書留等、配達記録が分かる方法で郵送してください。)

※WEB申請の方が郵送よりも早く支給できます。可能な方はWEBでの申請をお願いいたします。

(2)本申請に必要な書類

※申請書類等については、要請期間の終了日までにホームページにて公表します。
(URLは、上記に記載のものと同様です。)

◆本申請受付期間 令和4年3月7日(月)～令和4年4月25日(月)

申請書類は、3月7日(月)までに、順次ホームページにて公表します。

◆問い合わせ先 広島県協力支援金センター 082-248-6851

月～金(9時30分～17時) ※土、日、祝日を除く